

## ○

## 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）	（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）
第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第一百条第十一項、第一百条の二第五項、第一百四条第三項、第一百四条の二第五項及び第一百五十条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百十三条を除き、以下同じ。）とする。	（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）
一 「略」	一 「同上」
二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託（外国において外国の法令に基づいて設定さ	二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当

れた信託で当該金銭信託に類するものを含む。)以外の信託に係る信託財産である株式等(当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第九十五条第七項第一号及び第一百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員(外国の法令に基づいて設立された団体であつて投資事業有限責任組合に類似するもの(以下この号において「投資事業有限責任組合類似団体」という。)のこれに相当する構成員を含む。以下この号において「有限責任組合員」という。)となり、組合財産(投資事業有限責任組合類似団体の財産を含む。)として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行ふことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合(外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの(以下この号において「民法組合類似団体」という。)を含み、一人又は数人の組合員(民法組

該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第九十五条第七項第一号及び第一百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行ふことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という

合類似団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含む。）として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

## 〔五・六 略〕

### 〔2～4 略〕

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第七十一条の四 令第七条第一項第一号ロの主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（同号ロに規定する法人等をいう。第一百二十条第一項及び第一百四十七条の二十三を除き、以下同じ。）（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表をいう。次条第一項第一号及び第七十一条の六第一号に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式

。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

## 〔五・六 同上〕

### 〔2～4 同上〕

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第七十一条の四 令第七条第一項第一号ロの主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（令第七条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。第一百十八条及び第一百四十七条の二十三を除き、以下同じ。）（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第七十一条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式

及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（専門子会社の業務等）

第九十五条　【略】

〔2・3　略〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている

株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八条）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後二十年を経過していない会社とする。

〔5・12　略〕  
〔5・12　同上〕

13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲

用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（専門子会社の業務等）

第九十五条　【同上】

〔2・3　同上〕

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている

株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八条）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）である会社であって、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

〔5・12　同上〕

13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲

げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 「略」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものをして行うものに限る。）

〔14・15 略〕

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号から第十七号まで及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第一百八十八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

一 「同上」

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

〔14・15 同上〕

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号、第十六号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第一百八十八条 「同上」

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これら

---

〔号を削る。〕

に準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていな  
い者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又  
は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は  
名称及び業務の種類

(1)

当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議  
決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体で  
あって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをして  
いない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合  
にあっては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号  
又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類  
ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営  
業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種  
類

- (1) 当該法人の子法人等  
(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等  
をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、  
事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。  
以下同じ。）  
(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

一・二　「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

三・四　「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第九十五条の三第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている準用銀行法第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 第七十四条第五項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」とあるのは「第一百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（許可申請書のその他の添付書類）

第一百二十条 準用銀行法第五十二条の三十七第一項第二号の主務省令

で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書類

第一百二十条 「同上」

（許可申請書のその他の添付書類）

第一百二十条 「同上」

イ 履歴書 住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第

国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第一百四十七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第一百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第一百四十七条の十九第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第一百二十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

口 申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。次号口において同じ。）に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面

二 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。）をいう。（1）及び（2）並びに次号ニにおいて同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面

（1）当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

（2）（1）に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体で

あつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていなき者を除く。次号ニにおいて同じ。）

〔号を削る。〕

## 二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。イ及びロ、第百二十三条规定並びに第百三十四条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第百二十三条第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ロ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

## 二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第百二十二条及び第百二十三条において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第百二十三条第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ、役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人

又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地

及び業務の種類を記載した書面

ニ、当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称

及び業務の種類を記載した書面

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等をいう。③において同じ。）（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものをしていない者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（当該法人及び(1)に掲げる法人等を除く。）

〔号を削る。〕

〔三〕十四 略

2、第七十四条第五項の規定は、前項第一号ニ(1)の場合において個人が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第五項中「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項」とあるのは、「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔三〕十四 同上

〔項を加える。〕

第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（委託契約書の案の記載事項）

第二百二十一条 前条第一項第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一九 略〕

2 前項の規定は、前条第一項第四号に規定する農林中央金庫代理業再委託者と農林中央金庫代理業再受託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「農林中央金庫代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、同項第五号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫及び農林中央金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第二百二十二条 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第二百二十三条第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に

（委託契約書の案の記載事項）

第二百二十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一九 同上〕

2 前項の規定は、前条第四号に規定する農林中央金庫代理業再委託者と農林中央金庫代理業再受託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号及び第五号中「農林中央金庫代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第六号中「農林中央金庫」とあるのは「農林中央金庫及び農林中央金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第二百二十二条 準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号の主務省令で定める基準は、第二百二十三条第一項第六号に規定する財産に関する調書又は同項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に

書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当分に応じ、当該各号に定める額以上であることとする。

〔一・二 略〕

2 次に掲げる者は、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて農林中央金庫（当該個人が農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合は、当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。）が農林中央金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「略」

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第一百四十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合（法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「略」

二 第百二十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があつた場合

計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて農林中央金庫（当該個人が農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合は、当該農林中央金庫代理業再委託者を含む。）が農林中央金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 「同上」

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第一百四十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合（法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた同条第一項に規定する銀行等にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一 「同上」  
「号を加える。」

三・四　【略】

2 農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第三号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項第二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

4 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一～六 略〕

5 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第二百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	〔略〕	〔項を削る。〕

二・三　【同上】

2 農林中央金庫代理業者は、準用銀行法第五十三条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（前項第二号に掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔項を加える。〕

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一～六 同上〕

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

別表第一（第二百二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	一 新たに常務に従事することとなつた場合	理由書

の役員が常務に従事する他の法人の変更

の商号又は名称  
ロ 主たる営業所等の所在地

ハ 業務の種類  
二 農林中央金庫

代理業者が法人である場合は、

新たに常務に従事することとなつた役員の氏名  
二 常務に従事しないこととなつた場合には、当該他の

合には、当該他の  
法人の商号又は名称

三 現在常務に従事

している他の法人の商号又は名称及び業務の内容に変更があつた場合には、当該変更の内

四 変更年月日

〔項を削る。〕	〔項を削る。〕
---------	---------

	<p>農林中央金庫代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p> <p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p> <p>理由書</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

等（当該農林中央  
金庫代理業者であ  
る法人を除く。）  
の変更

又は名称

二 当該子法人等又  
は当該親法人等若  
しくは当該親法人  
等の子法人等（当  
該農林中央金庫代  
理業者である法人  
を除く。）の主た  
る営業所等の所在  
地

三 当該子法人等又  
は当該親法人等若  
しくは当該親法人  
等の子法人等（当  
該農林中央金庫代  
理業者である法人  
を除く。）の代表  
者の氏名又は名称  
四 当該子法人等又  
は当該親法人等若  
しくは当該親法人  
等の子法人等（当  
該農林中央金庫代

備考　表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔略〕	〔項目を削る。〕	
〔同上〕	農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更	一 新たに事業を営む場合には、当該事業の種類 二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容	五 変更年月日
			理由書